

[別紙1]

鳥取県市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出(別に通知する日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着(交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始(この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了(この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。)

※事業の完了とは補助対象経費の支払いが全て完了し、事業効果の検証を終了した日です。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出(完了・廃止・中止から30日以内)

○下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

鳥取県に債権者登録をされていない方については、「口座振込依頼書」の提出をお願いします。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

0857 - 26 - 7924 tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp